



皆野町けんこう大使  
み～な

# 国保からの お知らせ

保険証を大切に！12月は国保適用適正化月間です  
～この機会にお手元の保険証を確認しましょう～

## ①一人に対して保険証は1枚です。健康保険の二重加入にご注意ください。

町国保と別の健康保険組合と両方の保険証がお手元にある場合、健康保険の二重加入です。「社会保険に加入したかた」または「家族の社会保険の扶養になったかた」は、ご自分で国民健康保険の資格喪失の手続きをする必要があります。

### 手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の保険証
- ・新たに加わった社会保険などの保険証
- ・印鑑

- ・社会保険に加入(資格取得)したときから国民健康保険の保険証を使用することはできません。職場の保険証が手元に届く前に、医療機関などを受診するときは、職場から資格証明書または仮の保険証の交付を受けて使いましょ！
- ・国保の資格喪失の手続きをしない場合は、国保税が課税されたままになります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

## ②世帯内に“会社の保険に加入しているかた”と“所得の少ない国保のかた”がいっしょにいる場合、社会保険の被扶養者になれる場合があります。

ご家族に社会保険に加入しているかたがいる場合、そのかたの健康保険の被扶養者として認定される場合があります。本来、社会保険の被扶養者になれるかたが、被扶養者になる手続きを行わず国民健康保険に加入している場合、保険税を余分に負担していることとなります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている健康保険組合にご確認ください。※扶養認定の要件は、加入している健康保険組合によって異なる場合があります。

### 【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険税は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

### 健診は 健康づくりの 第1歩

町では特定健診の受診率向上に取り組んでいます。

目的：①特定健診を受診することで、定期的にご自身の健康状態を数値で知っていただき、日頃からより健康的な生活を心がけていただくため。

②皆さんの健康状態を把握・分析し、医療費の適正化を図ることで、年々増加する医療費や国民健康保険税の上昇を抑えるため。

### 健診結果の提出にご協力ください！

- ①職場で健診を受けているかた 健診結果の写しを町へ提出
- ②かかりつけ医で定期的に検査しているかた 診療情報提供に同意いただきかかりつけ医へ提出  
(診療情報提供用紙をお送りしますので申し出下さい)

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232